

社労士が分かりやすく解説！ 今こそ知ってほしい大事な制度 「障害年金」とは？

社会保険労務士事務所
ジャスティス
特定社会保険労務士
山崎 香織氏



「障害年金」とは、病気やケガなどで日常生活に支障が出たり、今までどおりに働くことが難しくなったりした場合に、一定の条件を満たしていれば受け取ることができる公的な年金です。老齢年金や遺族年金と同様に、国が用意している生活の支えですが、その存在はあまり知られていないかもしれません。制度を知っているか否かで、いざというときの安心感や経済的な安定は大きく変わるでしょう。

経営者の皆さまにとっては、制度を理解していることで従業員の方やそのご家族への適切なアドバイスも可能に！ 結果として、企業全体の安心感や定着率の向上にもつながります。もちろん、万が一で自身が病気や障害を抱えることになったときは、「生活のセーフティネット」としても大きな役割を果たしてくれるでしょう。そこで今回は、「障害年金」をテーマに、制度の仕組みや具体的な事例などを中心にお話ししたいと思います。

多くの方が対象になり得る制度「障害年金」とは？

障害年金は、20～64歳までの方が申請できます。通常の年金とは異なり、20歳以上と若い世代の方も受け取れるので、本来であれば多くの方が受給できる可能性があります。しかし現実には、障害者手帳の対象となる方のうち、約半数が障害年金を申請していないという実態があるようです。実際に、「制度の存在自体を知らなかった」「対象かもしれないと思いつつ、誰に相談すべきか分からなかった」といった声を聞くこともあります。

また、精神疾患や内部疾患など外見から分かりにくい病気や障害の場合、「対象になる」という発想にすらならないことがあります。ここ数年を振り返ると、私もご相談を受ける頻度が増え、「こういった状況を変えたい」と強く思うようになりました。そこで弊社では、今年(2025年)4月より、障害年金の申請サポートを開始することにしたのです。ではさっそく、障害年金の対象となる病気やケガの例を見てゆきましょう。

「障害年金」の対象となる病気やケガは？

障害年金の対象は、決して重度の障害や事故によるケガだけではありません。うつ病、統合失調症、発達障害、パニック障害といった精神疾患、脳梗塞の後遺症やパーキンソン病、人工透析が必要な腎疾患、がん、心疾患、高血圧による臓器障害、肝硬変、さらには視覚・聴覚・言語の障害まで、非常に幅広い病気や症状が含まれます。これらの多くは、経営者や働



き盛りの世代でも発症し得るもの。ご自分や従業員の方の生活を守るためにも、まずは「障害年金は身近な制度」という認識を持つことが重要になるのです。

【障害年金の対象となる病気・ケガの例】

- うつ病・統合失調症・発達障害・パニック障害
- 脳梗塞の後遺症・脊髄損傷・パーキンソン病
- 糖尿病の合併症・人工透析が必要な腎疾患
- がん・心疾患・高血圧による臓器障害・肝硬変
- 視覚障害・聴覚障害・言語障害

ところで障害年金は、なぜこれほどまでに利用されていないのでしょうか。冒頭に述べたような、「制度の存在自体を知らなかった」などの理由もありますが、申請のプロセスが煩雑であることも原因の一つかもしれません。

申請するにあたっては、医師による診断書、病歴や就労状